

---

## 第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

---

令和5年1月  
中央環境審議会

# 第五次環境基本計画の点検について

# 第5次環境基本計画の点検の範囲と重点的に点検を行う分野の設定

## 【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。  
総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

## 【点検の範囲】

- ・第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」
- ・第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
- ・第4部「環境保全施策の体系」

## 【点検スケジュール】

- ・1年目（2018年度） 点検の準備
- ・2年目（2019年度） 【第1回点検】 各部会による各分野の点検
- ・3年目（2020年度） 【第1回点検】 各部会による点検及びとりまとめ  
総合政策部会による全体的な点検報告のとりまとめ（中間的な点検）
- ・4年目（2021年度） 【第2回点検】 2年目と同じ（各部会による各分野の点検）
- ・**5年目（2022年度）【第2回点検】 3年目と同じ（最終的な点検）<第106回総合政策部会>**

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

## （選定の観点）

- ① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
- ② 第五次計画が提唱した「地域循環共生圏」の創造の効果的な展開
- ③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュール

\* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

# 第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は2012（H24）年4月に閣議決定）。
- ・2017（H29）年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、2018（H30）年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、2018（H30）年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

## 現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に連関・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

## 持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
  - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
  - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく

## ● 地域資源を持続可能な形で活用

- ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す

## ● 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

## 施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として遙ぎなく着実に推進

## 我が国が抱える課題



## 国際的な潮流



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

(資料：国連広報センター)



パリ協定が採択されたCOP21の  
首脳会合でスピーチする安倍総理  
(写真：首相官邸HPより)

大きく考え方を転換  
(パラダイムシフト)

## 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを發揮  
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成  
→地域の特性に応じて補完し、支え合う



# (点検完了) 第五次環境基本計画の第1回点検分野

## 【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
(2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり <環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総合政策部会
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 ・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

## 【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壤の環境保全 (大気関係を除く。)	水環境部会 土壤農薬部会
(2) 化学物質管理	環境保健部会 土壤農薬部会

## 【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

## 第五次環境基本計画の第2回点検分野 (1/2)

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源循環関係）
(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会（海洋環境の保全の部分を除く）
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	循環型社会部会 自然環境部会 地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入 ・地域新電力等の推進	総合政策部会
(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会 総合政策部会（文化的資源の活用関係）
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	総合政策部会 循環型社会部会（食品ロス関係） 地球環境部会（低炭素関係） 自然環境部会（新湯治関係） 動物愛護部会（ペット関係）
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 ・良好な大気環境の確保 ・廃棄物の適正処理の推進 ・快適な感覚環境の創出 ・ヒートアイランド対策	大気・騒音振動部会 循環型社会部会 大気・騒音振動部会 大気・騒音振動部会

## 第五次環境基本計画の第2回点検分野（2/2）

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
<b>5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</b>	
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	地球環境部会 循環型社会部会 総合政策部会
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発	地球環境部会 総合政策部会 自然環境部会
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
<b>6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</b>	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
<b>3. 生物多様性の確保・自然共生</b>	自然環境部会
<b>4. 環境リスクの管理</b>	
(1) 水・大気・土壤の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会
(3) 環境保健対策	環境保健部会
<b>5. 各種施策の基盤となる施策</b>	総合政策部会
<b>6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応</b>	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
(2) 自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

## 第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第1回点検分野にかかわらず、6つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用することで総体的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目	評価の基準	
基準年	2000年 * 2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値	
評価期間（長期）	基準年（2000年あるいは2000年以降の最古値）から最新値までの期間 * 評価期間が10年に満たない場合は評価なし	
評価期間（前年比）	前年度からの単純比較 * 前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。	
「横ばい」とする バウンダー設定	長期	基準年から最新年までの期間で1割（10年以上の場合のみ）
	前年比	1%
表示方法（マーク）	定量的な指標	3段階の色付き矢印（  ） * マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 * 目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「—」とする * 「目標値を定めない」ことから、「何をもって低水準とするのか」が決まらないため、増減幅（レベル）の表示はしない。
本手法が適さない性質の定量的な指標の扱い	留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する	
他計画で目標値が設定されている指標の扱い	留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない（その他指標と同じ扱いで評価）	

---

## 総括的な評価 (第2回点検分野)

---

## 第2回点検（2021～2022年度）期間中の環境変化とその影響（1／2）

### ● 新型コロナウィルスの世界的蔓延による社会の不可逆的変化

- ・コロナ禍において、人の移動やライフスタイルなどに多くの制約が生じた結果、様々な課題や社会の変化が浮き彫りになった。
- ・非連続な環境変化の中、人々の意識や生活様式も大きく変化し、アフターコロナにおいてもコロナ前とまったく同じ世界には戻らないと考えられている。こうした状況の下、分散型社会の環境保全上の効果に注目が集まっていること等により、都市への一極集中から徐々に多極化が進んでいる。

#### コロナ禍で顕在化した課題

- ✓ 仕事や収入の減少など、非正規雇用者を中心とした就労問題
- ✓ 在宅時間の増加による家庭内での女性へのDV被害や児童虐待など、社会的弱者への影響
- ✓ 孤独・孤立や低所得世帯における学習機会の損失
- ✓ 国内外の旅行者数など関係人口の減少や地域の高齢化の進行
- ✓ サプライチェーンの混乱によるエネルギー・食糧などの安全保障

#### コロナ禍がもたらした社会の変化

- ✓ 一極集中のリスク顕在化による分散型社会への移行
- ✓ テレワークの普及によるワークライフバランスへの理解の浸透
- ✓ 若い世代を中心とした地方移住の意向の高まり
- ✓ 企業による生産性向上や事業再編を通じた事業基盤の強化、及びDXを活用したビジネスモデル構築や新たな価値創造の動き
- ✓ 従来よりサステナブルな旅行のあり方、その土地ならではの体験や自然環境を感じられる場所への興味の高まり

これらの課題や変化を一時的ではなく恒常的なもの、かつグリーン・リカバリー実現に向けた好機と捉え、迅速なDX・GXの推進、自立・分散的でありながらネットワークでつながる社会の構築など、変化した社会における新たな課題解決という観点をもって取り組む必要がある。

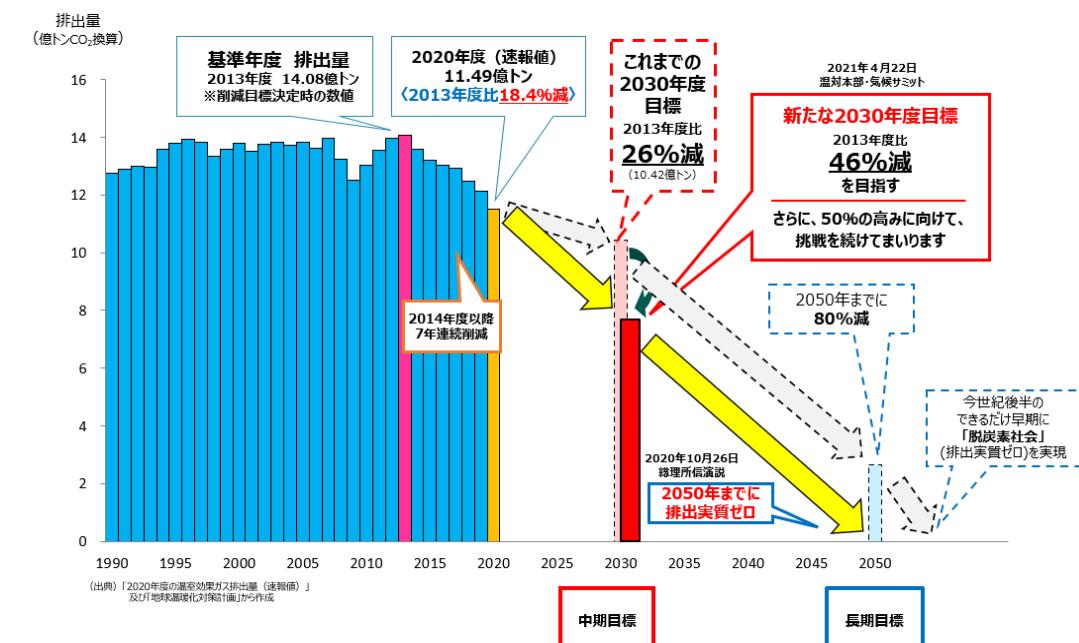
## 第2回点検（2021～2022年度）期間中の環境変化とその影響（2／2）

### ● 日本における環境政策の転換・強化

- ・気候変動については、2020年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2021年4月に2030年度中期目標（2013年度比46%削減、更に50%の高みに向けて取組を進める）を表明、目標が大幅に引き上げられた。その達成に向け、これまで以上の取組が求められる。
- ・生物多様性の保全については、2021年のG7サミットでG7各国が2030年までに自国の陸と海の30%以上を保全・保護すること（30by30目標）を約束したほか、本年12月開催予定のCOP15におけるポスト2020生物多様性枠組の策定に向けて国際的な議論が進められている。こうした動きを踏まえ、これまでの取組の範囲を超えた取組が求められる時期に来ている。

### 気候変動への対応

- ✓ 「新しい資本主義」の重点投資分野の1つとしてGXが位置づけられた。クリーンエネルギー戦略中間整理に基づくロードマップ（年内取りまとめ予定）、GX実行会議の設置、成長指向型カーボンプライシング構想の具体化等を推進。
- ✓ 地球温暖化対策推進法の改正、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等、新たな長期目標と中期目標の達成に向けた政策が進められている。



### 生物多様性の保全

- ✓ 従来の自然環境保全の取組には限界があり、今後は取組主体を企業・金融機関や研究機関等に幅広く拡大する必要がある。これにより、地域における自然共生など地方創生の効果や、企業貢献の見える化等も期待される。
- ✓ 30by30目標に向け、保護地域の拡張・管理の質の向上とOECMの認定・管理が急がれる。OECMは自治体・企業・金融機関等様々な取組主体が協働で目標を達成する手段としても、その重要性が認識されている。

### 30by30実現後の地域イメージ～自然を活用した課題解決～



## 【重点分野 1】持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

### ○総括

- 循環経済工程表の取りまとめや、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制の諸施策等は着実に実施されている。
- 一方、今後の取組に課題が残る施策、目標達成見込みでもカーボンニュートラル対応等に照らすと、より一層の取組が必要となる施策もある。
- 引き続き、評価・点検結果を各部会の議論に反映させていくなど連携して進める必要がある。
- 環境基本計画の進捗状況に係る指標は、環境産業の市場規模・雇用規模など一部でコロナ禍の影響を受け落ち込んだものの、概ね目指す方向に沿って進捗している。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築は、**省エネルギーと働き方改革の同時実現に寄与**する。〈地球環境部会〉
- バイオマスの埋立て抑制及び熱エネルギーの徹底回収・有効活用や、未利用資源等を地域の実情に応じて活用すること等は、資源生産性の高い循環型社会を構築することに繋がり、**地域循環共生圏に貢献する取組**である。〈循環型社会部会〉
- 循環経済アプローチの推進等により資源循環を進めることは、温室効果ガスの低減といった環境面のみならず、**循環経済関連ビジネスの成長等の経済面、地域活性化をはじめとする様々な社会的課題の解決**といった社会面での効果も期待される〈循環型社会部会〉

### ○今後強化が必要な取組の方向性

- 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化について、省エネ法による規制措置と補助金による支援措置の両面で**徹底的なエネルギー管理や必要な基準の改定**に取り組む。〈地球環境部会〉
- 限りあるバイオマス資源の活用に当たっては、自然再生のペースを超えた利用とならないよう十分に配慮するとともに、その活用に当たっては法定の取組優先順位に留意する。また、未利用資源等についても、**地域の実情に応じて活用を検討**する。〈循環型社会部会〉
- 第四次循環基本計画において設定された指標のうち特に**循環利用の取組に関する課題が指摘**され、また、カーボンニュートラルへの対応等に照らすと、目標達成見込みであったとしてもより一層の取組が必要となる事項もある。こうした課題に関しては、次期計画策定に向け、不断に検討を実施する。また、**循環経済工程表**に基づく施策の実施に当たっては、企業や自治体とも連携し、消費者や住民へのアプローチも含めた必要な施策を速やかに立案・実施していくとともに、工程表に示した方向性を基礎として、**取組の内容やスケジュール等の更なる具体化**を図る。〈循環型社会部会〉
- グリーンな経済システムの基盤となる、**税制全体のグリーン化を推進**する。また、カーボンプライシングについては「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。また、**地域の脱炭素トランジションの推進**にあたり、2030年までの包括的ロードマップへの対応として、資金支援について明確に考えを示す。〈総合政策部会〉

## 【重点分野2】国土のストックとしての価値の向上（1/2）

### ○総括

- ・ 地域循環共生圏に貢献する各取組については概ね計画に沿って実施されているが、一部、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の課題は残る。
- ・ レジリエンスの向上を目的とした国土の適正な利用・管理については順調に取組が進捗しているが、今後も国土計画との連携を意識しながら進める。
- ・ 環境基本計画の進捗状況に係る指標については、全体として目指す方向へと進捗している。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・ **30by30目標や「多自然川づくり」**等の取組は、生物多様性の主流化、自然環境保全分野の産業市場規模の拡大、地域の活性化、希少種の保全、野生生物の種の絶滅の回避といった、**環境・経済・社会面での効果**が期待される。〈自然環境部会〉
- ・ 「自然共生サイト（仮称）」認定を通じた**OECMの設定・管理等の取組を着実に推進**し、生態系ネットワークを構築することは、生態系の連結を確保し、気候変動等による環境の変化に対して**強靭な国土のストックの保全**に繋がるほか、**地域や企業のブランド価値が向上**するなど、**地域循環共生圏の創造**につながる。〈自然環境部会〉
- ・ 廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠で、今後も循環経済の取組を進めるに当たっての大前提であるとともに、**地域循環共生圏の創造**に繋がるものである。〈循環型社会部会〉
- ・ **グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進**は、平時にも地域の景観向上や観光業に貢献する多様な生態系サービスを提供し、**地域活性化**に寄与するのみならず、人口減少や過疎化等により生じた空間的余裕の有効活用、維持管理等の省力化・省コスト化、雨庭整備を通じた**雨水による被害の減災、良好な景観形成、生物多様性の保全**等にも寄与する、**地域循環共生圏に貢献する取組**である。〈自然環境部会〉
- ・ 気候変動の影響への適応の推進は、国内外での適応ビジネスの発展にもつながる。〈地球環境部会〉

## 【重点分野2】国土のストックとしての価値の向上（2/2）

### ○今後強化が必要な取組の方向性

- ・ 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持について、**ビジネスにおける生物多様性の主流化**が十分進んでいない現状を踏まえ、事業活動と生物多様性の関係性の評価・分析とそれに基づく目標設定や情報開示を促すためのルールメイキングへの参画や、ガイドライン・実証事業等を通じた事業者の取組支援を実施する。また、**ネイチャーポジティブ経済**の実現に向け、その効果や施策を整理したビジョンを示した上で、事業活動における生物多様性配慮に加え、**生物多様性に資する技術、製品・サービスの開発や市場の拡大等**を支援するとともに、**生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」**を進める。
- ・ また、**外来生物対策**について、地域固有の生物多様性の保全等のために外来種対策が重要であることが国民に十分に理解されるよう、**戦略的に普及啓発を実施する**。〈自然環境部会〉
- ・ **環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上**について、環境インフラについては廃棄物処理施設の強靭化と、災害時のエネルギー供給や避難所としての拠点化の両輪での推進等に取り組む。万全な災害廃棄物処理対策の構築に向けて、できるだけ早期に計画策定率を100%に近付けていくため、未策定の中小規模の市町村に対し計画策定を促進する。〈循環型社会部会〉
- ・ また、グリーンインフラについては計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。また、グリーンインフラ技術の社会実装の拡大を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG投資の拡大を図る。雨水貯留浸透地帯の特別緑地保全地区への指定については、引き続き制度の周知等を行う。〈自然環境部会〉
- ・ また、Eco-DRRの推進においては生態系の防災・減災機能に関する定量的評価の精度向上のため更なる調査研究を行うとともに、地域の実情に適した手法を開発する。〈自然環境部会〉

## 【重点分野③】地域資源を活用した持続可能な地域づくり（1/2）

### ○総括

- ・「地域脱炭素ロードマップ」及び地球温暖化対策計画に基づく地域脱炭素への移行、再エネ導入の推進や、国立公園・国民公園やエコツーリズムを通じた地方創生をはじめ着実に実施されている。
- ・環境基本計画の進捗状況に係る指標については、国立公園利用者数や都市と農山漁村の交流人口、地域別人口・地域別高齢化率などの指標は全般的にコロナ禍の影響を受けたが、その他については目指す方向へと進捗している。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・公共施設に再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー等を導入することは、**CO<sub>2</sub>排出削減に貢献**するほか、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能となり、**災害時の事業継続性の向上**に寄与している。〈総合政策部会〉
- ・「国立公園満喫プロジェクト」や国民公園における来苑者拡大の取組は、利用者負担やルールづくり等により保護と利用の好循環を生む仕組みづくり、来苑者拡大による**地域経済の活性化**、来苑者の満足度の向上、都市内の緑地としての**生物多様性の保全**に繋がっており、**地域循環共生圏に貢献する取組**である。〈自然環境部会〉
- ・エコツーリズムの推進による持続可能な地域づくりの推進は、自然環境の保全、環境教育の場としての活用とともに、観光振興、地域振興に貢献しており、エコツーリズムの普及・推進が**経済的・社会的效果をもたらす**。〈自然環境部会〉
- ・文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組（Living History）を支援することなどにより、文化財インバウンド活用による**地域活性化の好循環**を創出している。〈総合政策部会〉
- ・トキの生息環境の保全や野生復帰推進など、地域の農業施策等と連携しトキ保護増殖事業計画の取組を進めることは、生物の保全と連動した農産物のブランド化の好事例であり、**希少種・生物多様性の保全**に寄与するだけでなく、**地域の活性化**にも貢献し、地域循環共生圏の考えとも一致する〈自然環境部会〉
- ・ニホンジカ・イノシシの捕獲の推進は、生態系や農作物被害の低減、人口減少・高齢化が進む地域における営農に係る負担軽減に貢献する。また、捕獲した鳥獣をジビエ、ペットフード、皮革など**地域資源として有効活用**することも可能であり、**地域循環共生圏の創造**に資する。〈自然環境部会〉

## 【重点分野③】地域資源を活用した持続可能な地域づくり（2/2）

### ○今後強化が必要な取組の方向性

- ・ **地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用**について、現在、地域脱炭素ロードマップにおける集中期間であることも踏まえ、引き続き、積極的に取り組む地方公共団体等への支援を通じ、地域脱炭素への取組を進めていく。〈総合政策部会〉
- ・ 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用について、高齢化等によるニホンジカ・イノシシの捕獲の担い手不足を補うため、狩猟者等の育成を図るとともに、効果的・効率的な捕獲技術の開発・普及を推進する。また、各国立公園において、自然体験活動の促進や利用拠点の整備改善を推進し、各公園のストーリーを活かした日本の**国立公園のブランド強化と国立公園を目的とした誘客**を促進する。〈自然環境部会〉
- ・ **エコツーリズムの推進**を通して都市からの資金や人材が地域に提供されるよう、エコツーリズムに取り組む協議会等に引き続き支援を行う。〈自然環境部会〉
- ・ 希少種の保全に際しては、自然環境分野のみならず、広く**地域活性化**の活動との連携を図り、**好循環に向けて取り組む**。〈自然環境部会〉

## 【重点分野4】健康で心豊かな暮らしの実現（1/2）

### ○総括

- 脱炭素など持続可能なライフスタイルと消費への転換に向けた取組や食品ロス削減、良好な生活環境の保全など着実に実施されているが、今後もコロナ禍の影響による状況の変化等には十分留意する必要がある。
- 環境基本計画の進捗状況に係る指標については概ね順調に推移している。不適切処理の処理量及び処理件数についても長期的な傾向としては目指すべき方向に推移している。大気及び公共用水に関する環境基準達成率については高水準を保っている。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ESDやエシカル消費等を通じた持続可能なライフスタイルの推進は、地域活性化や「誰一人取り残されない」**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の形成を促す効果が期待される。また、消費者の意識が高まることにより、事業者の更なる持続可能な商品開発、持続可能な生産と消費を実現する**グリーンな経済システム**の構築につながり、**環境と経済の好循環**に寄与するものである。〈総合政策部会〉
- 発生する食品廃棄物について、飲食店での食べ残しの持ち帰りを進めるmottECOの活用や、フードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、食品関連事業者の商慣習の見直しなどによる**食品ロスの削減**は、**地域資源の循環利用**に繋がるだけでなく、廃棄物の広域・集約的な処理等を地域で実践することで、循環経済の取組を行う上流側の企業と下流側の企業の連携、地域金融機関も含めた循環分野の経済活動による**地域の活性化や課題解決に貢献**する。〈循環型社会部会〉
- 温泉地域の活性化**に向けた「新・湯治」の推進と取組は、温泉地を中心とした**自治体、団体、企業等**による**多様なネットワーク**を通じた連携を生み出すだけでなく、温泉地の活性化、誘客への寄与、温泉資源の保護に繋がるものであり、**環境のみならず経済、社会面での効果**も期待される。〈自然環境部会〉
- 「不適正な多頭飼育対策」において、他分野である社会福祉部局等との連携体制の構築が進んだ。ペットの適正飼養の推進は、人の生活（福祉、教育、衛生、防災等）に関する多様な分野との関わりがあるため、それらとの有機的な連携が図られることで、人間社会をより良くすることに貢献する社会的意義の高い施策の展開が期待される。〈動物愛護部会〉
- 良好な大気環境の確保のため、石綿等の有害物質対策や自動車単体対策など、固定発生源から移動発生源まで幅広く対策を講じることは、健康の保護のみならず景観の維持にも貢献している。〈大気・騒音振動部会〉
- 快適な感覚環境の創出のため感覚環境への意識向上に関する取組を進めることは、環境面では大気環境保全の啓発等に役立ち、経済面・社会面では感覚環境を通じた健康増進や癒し効果を認識し実践することによりQOLの向上等に繋がる。〈大気・騒音振動部会〉
- ヒートアイランド対策は、環境面では、気候変動対策、暑熱環境対策の認知度向上、熱中症救急搬送者数・死亡者数の減少に役立ち、経済面・社会面では、快適なまちづくり、地域における暑熱対策の促進、高齢者等への熱中症対策の促進、医療への負荷軽減に繋がるものである。〈大気・騒音振動部会〉

## 【重点分野4】健康で心豊かな暮らしの実現（2/2）

### ○今後強化が必要な取組の方向性

大気・騒音振動部会

- 環境に優しく健康で質の高い生活への転換について、国・地方脱炭素実現会議での議論を踏まえ、家庭部門等の様々な対策の進展や、データとナッジを各政策に実装することで、**危機意識醸成や行動変容を前向きに後押し**する。
- また、**エシカル消費**の考え方がより一層浸透し、具体的な行動につながるよう、地域で啓発活動を行うリーダーの育成や、情報発信の充実等に関係省庁等とも連携し、取組を進めるとともに、家庭における**脱炭素型のライフスタイル**につながる各種取組との連携を強化する。〈総合政策部会〉
- 廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、**地域循環共生圏を踏まえた資源循環のモデル**を提示し、廃棄物を**地域の資源として活用**する取組を推進する。〈循環型社会部会〉
- 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革**について、「農泊らしい」宿泊施設、食事、体験の提供が不足していることから、**更なる農泊の推進**に向けて今後はコンテンツの質の向上・量の拡大、利用者の利便性の向上、農泊推進体制の強化に向けた取組を進める。〈総合政策部会〉
- 安全・安心な暮らしの基盤となる**良好な生活環境の保全**について、大気汚染対策等に関しては、「ゼロカーボン・ドライブ」や光化学オキシダント対策の推進等、気候変動対策と連携した取組を実施しつつ、デジタル社会に対応した規制手続きの合理化の検討を行う。さらに、感覚環境創出に向けた地域連携や大気汚染対策等に関する近隣諸国との国際連携も強化する。〈大気・騒音振動部会〉
- 省エネ住宅・建築物の整備については更なる取組が必要であるため、対策を強化するとともに補助金による支援措置等の活用により取組を推進する。〈地球環境部会〉
- 生活の質の向上に関わるペット飼養の適正化は着実に取り組まれているものの、依然として多頭飼育問題の解消、終生飼養の徹底、マイクロチップ装着登録の促進など、取り組むべき課題がある。引き続き適正飼養を促進する施策を総合的に推進していく必要があり、『動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針』に掲げられた施策を検討・実施していく。〈動物愛護部会〉

## 【重点分野5】持続可能性を支える技術の開発・普及（1/2）

### ○総括

- 最先端技術の開発、応用技術の開発や、これらの技術の早期の社会実装の推進など、概ね計画に沿って進歩している。
- 一方、まだ開発途上の技術については更なる研究開発を進める。
- 生物多様性のモニタリングに関する更なる省力化・省コスト化や、Eco-DRRの成果の普及の迅速化等に取り組む。
- 環境基本計画の進捗状況に係る指標については、資金投入に対する成果は向上したものの研究開発費が初めて減少に転じ、特許件数の減少にも影響したとみられるため、改めて積極的な資金投入が期待される。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- 地球温暖化に関する国際共同研究ネットワーク活動を支援することなどは、**アジア太平洋地域の低炭素社会の推進**に貢献する。〈地球環境部会〉
- 温室効果ガス排出量を増やすことなく、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、破碎・選別の高度化、バイオマス化・再生材利用促進、新製品・新素材についての3R確立、**環境負荷の見える化**や動静脈連携による**資源循環促進**、地域及び社会全体への**循環経済関連の新たなビジネスモデル**普及等に向けて必要な**技術開発、最新技術の活用**を支援していくことは、**地域循環共生圏の創出**に資する。〈循環型社会部会〉
- 限定地域での無人自動運転配送サービスの実現**や**ドローンの活用による物流の効率化の推進**は、運輸部門の温室効果ガスの削減と物流網の維持を図るとともに、買い物における不便を解消する等生活の利便を抜本的に改善させ、併せて災害時やウィズコロナにおいても活用可能な物流手段として、**経済面、社会面での効果**のほか、**地域循環共生圏への貢献**も期待される。〈総合政策部会〉
- 生態系機能の活用技術の研究開発の取組は、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、**安全・安心で持続可能な社会の構築**に寄与するものであり、**地域循環共生圏の創出**に貢献する。〈自然環境部会〉
- 熱利用の高度化、未利用バイオマス利活用や大規模メタン化施設等に関する7つの実証事業を2021年度から行っており、その課題の解決方策の検討や地域モデルとなり得るポテンシャルの調査・検討を行い、**廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築**が進まない**技術的な課題の解決**に取り組む。〈総合政策部会〉

## 【重点分野5】持続可能性を支える技術の開発・普及（2/2）

### ○今後強化が必要な取組の方向性

- ・ 省エネルギーの徹底、電化の促進と電力の脱炭素化を進めるとともに、革新的イノベーションを強力に推進する。また、気候変動や地球温暖化に関する技術開発、影響評価や適応策についての研究を、**国際協力を図りつつ戦略的・集中的に推進**する。〈地球環境部会〉
- ・ **持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発**について、GHG排出量を増やすことなく、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、破碎・選別の高度化、バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化や動静脈連携による資源循環促進、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を支援していく。この観点で、既存の施策を統合的かつ効果的に実施するため、素材、地域、ビジネスといった切り口から**包括的な技術開発・実証・社会実装**のための新たな支援策を設けるとともに、2050年に向けた技術開発も支援していく。〈循環型社会部会〉
- ・ また、**地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用と連携**、多様なDER（分散型エネルギー源）を活用した新たなサービスの創出、地域に所在するDERを活用した地域マイクログリッドの構築支援、DERの更なる活用拡大に向けた課題抽出、**次期環境研究・技術開発の推進戦略の策定**に向けた検討などを行う。さらに、各種政府計画に基づき、自動運転の実現に向けた交通ルール等の在り方について検討するとともに、**ドローン物流の社会実装**を促進する。〈総合政策部会〉
- ・ 革新的環境イノベーション戦略に基づき、有望技術に関する**革新的技術の研究開発**を強化する。〈地球環境部会〉
- ・ 生物・自然の摂理を応用する技術の開発について、絶滅危惧種の保護に関する技術・研究の整備を推進するとともに、二次的自然を含む生態系のモニタリングに関しては調査手法の更なる**省力化・省コスト化**を推進する。また、生態系サービスの経済・社会的価値の評価においては、蓄積した事例を**地域における政策に繋げるための施策**を検討するとともに、Eco-DRRについては、**成果の普及の迅速化**に向けた取組を検討する。〈自然環境部会〉
- ・ さらに、革新的なバイオ技術の強化・活用、自然の摂理により近い技術の活用に関して、「生態系の機能を活用・模倣する技術（バイオミメティクス）」に関する研究推進事例が少ないとなどを踏まえ、**次期環境研究・技術開発の推進戦略の策定**に向けた検討を進める。〈総合政策部会〉
- ・ 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進について、標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速、技術の評価・実証に関する支援等を通じて**循環分野からの地域循環共生圏の構築**を推進する。〈総合政策部会〉

## 【重点分野6】国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

### ○総括

- ・ 施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されている。環境基本計画の進捗状況に係る指標も全体的に良い方向に向かっている。

### ○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・ 国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）でパリ協定6条のルールが合意されたことで、JCMを含む市場メカニズムの活用に対する国際的な機運が高まっている。関係主体との連携として、アジア開発銀行（ADB）信託基金への拠出によるプロジェクトや国際協力銀行（JBIC）と一般の金融機関からの**協調融資を受けたプロジェクトを実施することは、JCMプロジェクト拡大に貢献する。**
- ・ **新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善**を目的として、包括的な環境協力の覚書等に基づき、二国間で**環境政策対話等を実施することは、相手国の政策・制度構築に寄与する。**
- ・ **途上国における気候変動影響評価や適応計画の策定支援**によって、適応に関する知見や地域横断的人材育成の成果を共有するだけでなく、ADBといった国際機関等との連携強化にも貢献した。また、「アジア太平洋適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」において、気候・影響予測や適応に関するデータや情報提供、簡易モデル等の支援ツール開発を通じてプラットフォーム上のコンテンツの内容充実を図った。〈地球環境部会〉

### ○今後強化が必要な取組の方向性

- ・ 対策評価指標及び排出削減量について、2030年度目標水準達成に向け、今後も**JCMのスケールアップを図っていく必要がある。**
- ・ 令和2年度には諸外国における気候変動適応に関する計画の把握・評価手法の検討状況に関する情報収集、整理等を行うとともに、気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討や、PDCA手法の検討を行った。この検討を踏まえ、今後事業の進展と適応策による気候変動影響の低減効果の両面を評価する**適応計画のPDCA手法の開発を進めていく。**〈地球環境部会〉

## 【重点戦略を支える環境政策4】環境リスクの管理（1/3）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

### （1）水・大気・土壤の環境保全<大気・騒音振動部会>

#### 【③PM2.5・光化学オキシダント対策の推進】

- PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ（平成27年3月）を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、**排出抑制対策の強化を検討・実施**するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる**現象解明、情報整備等**に引き続き取り組む。
- 光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン（水・大気環境局）」を踏まえた、①環境基準の設定・再評価に向けた検討、②気候変動に着目した科学的検討、③光化学オキシダント濃度低減に向けた新たな対策の検討を実施する。

#### 【④アスベスト飛散防止対策の推進・強化】

- 石綿飛散防止に係る大気汚染防止法改正の円滑な施行**に向けてのマニュアルを作成し、改正内容等に係る周知・普及啓発及び事前調査結果の電子報告システムの周知・利便性向上、事前調査等を行う一定の知見を有する者の育成等に取り組む。

#### 【⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組】

- 環境省と気象庁が令和3年に全国で運用を開始した熱中症警戒アラートについて効果の検証を行うとともに、発表の基となる暑さ指数の**測定精度の向上**、熱中症予防情報の**効果的な発信**の検討を行う。加えて、暑熱環境対策のため、まちなかの暑さ対策ガイドラインのアップデートを検討する。
- 感覚環境は騒音や振動、悪臭といった苦情に結び付くことが多く、良好な感覚環境に目が向くにくい。また、健康面でのエビデンスも十分ではないので、地域における先駆的な取組を支援し、データ収集に努め、**地域活動に根付く快適な感覚環境の創出**を推進する。
- 環境基準の達成や沿道騒音に係る苦情件数の改善という目標を達成するための**総合的な騒音低減対策**を検討する。

## 【重点戦略を支える環境政策 4】環境リスクの管理（2/3）

### （3）環境保健対策＜環境保健部会＞

#### 【①公害健康被害補償】

- ・引き続き、汚染負荷量賦課金の徴収・収納を適切に実施するとともに、**納付義務者の利便性向上**にも配慮する。
- ・補償給付及び公害保健福祉事業については、被認定者に必要な補償がなされ、健康を回復、保持、増進させる事業が行われるよう取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下においても、被認定患者が必要な療養や回復が行われるよう必要な対応を行う。

#### 【②公害健康被害予防事業の実施】

- ・ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、他団体との連携により、必要とされる事業が継続的に実施されるよう必要な措置を講じる。
- ・予防基金運用益が減少し続ける中、ICT（情報通信技術）を活用した**リモートによる事業の実施**、地方公共団体の行う機能訓練事業へ派遣する**人材育成**を行う等、効率的な事業の実施を図る。

#### 【③環境保健サーベイランス調査】

- ・環境汚染による健康影響の継続的監視等により、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していくとともに、効率的な調査の実施、更なる調査の充実を図る。
- ・そらプロジェクトにより蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、環境保健サーベイランス調査をより効果的な調査とするため**局地的大気汚染を考慮した解析を追加**する。

#### 【④水俣病対策の推進】

- ・公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定申請を行っている方に、可能な限り早期に処分結果を通知する。
- ・地域住民の健康の増進や健康不安の解消、地域社会の絆の修復、地域の振興等を図るための事業等の実施を通じて、**水俣病発生地域の医療・福祉、再生・融和、振興・活性化に貢献**していく。
- ・水俣病に関する総合的な調査や研究、国内外の情報収集、整理、提供に努め国内外の**公害の再発防止**や**被害地域の福祉への貢献**をしていく。
- ・公害健康被害補償法に基づく早期の処分に向けて、必要な体制の維持・強化を実施する。
- ・水俣病発生地域に貢献する**効果的・効率的な医療福祉、再生・融和、振興・活性化事業**を推進する。
- ・客観的検査手法の開発を含めた**総合的なメチル水銀研究**を推進する。

## 【重点戦略を支える環境政策4】環境リスクの管理（3/3）

### 【⑤石綿健康被害の救済】

- ・ 石綿健康被害救済法に基づき、石綿による健康被害に係る**被害者等の迅速な救済**に努める。
- ・ 石綿健康被害救済制度の運用に資する医学的知見等の収集を継続するとともに、石綿関連疾患の発見に資する調査、既存のがん登録制度との連携等を推進する。
- ・ オンラインによる医学的判定を可能とする**判定情報管理システムを安定的に運用**し、平時のみならず新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図ることにより、被害者等の迅速な救済に資する。
- ・ 石綿健康被害救済制度の施行状況に係る評価・検討を開始する。
- ・ 石綿健康被害救済法に基づく石綿による健康被害者等の迅速な救済に必要な**体制の維持・強化及びシステムの安定運用**を推進する。
- ・ 石綿健康被害救済制度の運用に資する**医学的知見等の収集・調査**を推進する。
- ・ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく給付金制度に係る、**救済制度被認定者等に対する周知**を実施する。

## 【重点戦略を支える環境政策5】各種施策の基盤となる施策（1/3）

(総括的な進捗状況の評価、課題)

### （1）環境影響評価

【①環境影響評価制度の総合的な取組の展開、②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施】

- ・ 戰略的環境アセスメント
  - ✓ 開発事業者と地域が連携した持続可能な地域循環共生圏づくりを推進するため、開発事業に際して、開発事業者が地域の関係者と連携して、計画段階から事業に環境保全の考え方や対策を組み込むことで、地域の魅力向上や地域経済の活性化を目指し、地域の課題解決に取り組んでいる事例をとりまとめた「開発事業者と地域の連携 事例集～開発事業をきっかけに取り組むSDGsの実現～」を公表した（2022年4月）。
- ・ 風力発電所について、規制改革実施計画（R3.6閣議決定）において風力発電事業の立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、**効果的・効率的なアセスメント**に係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得るために、検討を進める。
- ・ 引き続き、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用のため、**環境影響評価手続を完了した事業の実施状況についてのフォローアップ**や、適切な制度運用のための**幅広い関係者を対象とした研修等**の必要な措置を講じる。
- ・ 地球温暖化対策計画（R3.10閣議決定）及び規制改革実施計画（R4.6閣議決定）に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの**洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方**を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和4年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。
- ・ 引き続き、再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS（Environmental Impact Assessment Database System）」の整備を行い、**再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング**等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する**収録情報の更新及び更なる充実化**を行う。

## 【重点戦略を支える環境政策5】各種施策の基盤となる施策（2/3）

### （2）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

#### 【①環境研究・技術開発の実施体制の整備、②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進】

- ・ 研究・技術開発推進戦略専門委員会を開催し、令和6年度以降の研究・技術開発の方針としての次期推進戦略の策定について検討を開始する。その際、現在の推進戦略が環境基本計画に基づくものであることから、次期推進戦略の検討が次期環境基本計画の検討と一体的に行われるよう、総合政策部会に検討状況を適宜報告する。
- ・ 国立環境研究所の第5期中長期計画（令和3年度～令和7年度）において、環境研究の中核的研究機関として、**環境・経済・社会の総合的向上**をも見据えた統合的な研究の先導、社会実装につながる研究開発の推進、外部機関との連携・協働、研究開発成果のアウトリーチ、**国際的な連携の推進**に取り組む。
- ・ **環境研究総合推進費の推進戦略**で社会実装の一層の強化のため改革が望まれた「行政ニーズ」の改善については、環境省が求める研究成果を研究者によりわかりやすく示すために検討及び改善に引き続き取り組む。

### （3）環境教育・環境学習等の推進

ESDの考え方を踏まえ、以下の取組を実施。

#### 【①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実】

- ・ 教職員等を対象にした研修を通じて、より多くの教職員等が環境教育において高度な実践力を身に付けることができるよう、**オンラインの活用**を検討するほか、実践に即した演習内容等を盛り込むなど、**研修の充実**を図る。

#### 【②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充】

- ・ 「体験の機会の場」の拡充と利用者数の増加を図るために、SNSや行事・イベント等の機会を通じて、「**体験の機会の場**」の普及・啓発を図る。あわせて、「体験の機会の場」での体験活動がより充実するよう、**事業者間での好事例の共有**等を推進する。

#### 【③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進】

- ・ ESD推進ネットワークの整備により全国で等しくESD実践のための支援を受けられる**体制の構築**と**ESD活動の高度化**を図るとともに、**地域発展・課題解決に貢献する人材**の育成に資するよう、他ネットワークや団体等との協働体制を構築しつつ、**地域における連携した取組**を促進していく。

## 【重点戦略を支える環境政策 5】各種施策の基盤となる施策（3/3）

### 【④環境人材を育成する事業者の取組への支援】

- ・ 人材認定等事業登録制度を通じて、企業等における**環境人材の育成**がより促進されるよう、SNSや行事等を通じて、本制度の普及・推進を図る。
- ・ ローカルSDGsリーダー研修を通じて、**地域循環共生圏の実現を先導するより有能なリーダー人材**が養成されるよう、参加者がプロジェクトを策定するに当たり、多角的な視点から考察したり、地域の多様なネットワークと連携する機会を設けるなど、質の高い研修を実施する。

### （4）環境情報の整備・提供

#### 【①EBPM推進のための環境情報の整備、②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進】

- ・ 自治体や民間事業者による統計データの利活用の促進
  - ✓ 地域循環共生圏の形成に向けた地方自治体の施策検討や、民間事業者の事業参入のためのビジネスモデルの試算資料として**統計データの利活用**が期待できる。また、環境統計のほか、例えば国勢調査の人口データや経済統計データと組み合わせた利活用を通じて、**地域の自然資源、産業、サービスの流れを可視化**することができ、**地域課題の把握や地域循環共生圏の達成状況を推し量る指標**とすることができます。
- ・ 統計データの利活用によるEBPMの推進は、客観的な証拠に基づく環境政策立案のために不可欠である。更なるEBPMの推進のため、官民両者が保有する統計データ等を幅広く収集、分析するとともに、利活用しやすいデータ形式での公開やデータの「見える化」を推進することで、国民の環境政策への参画を促していく。
- ・ 省内の体制として、高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計研究研修所主催の各種研修等への参加を促し、職員の資質・能力の向上に努め、環境統計の品質向上と国民への普及啓発の強化に取り組んでいく。

## 【重点戦略を支える環境政策6】東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（1/5）

(総括的な進捗状況の評価、課題)

### （1）東日本大震災からの復興・創生

【①中間貯蔵施設の整備等】<循環型社会部会>

#### ● 中間貯蔵施設の整備等

- 放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしている。中間貯蔵施設事業は、「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2022年1月公表）及び「『第2期復興・創生期間』以降の復興基本方針」に基づき取組を実施している。帰還困難区域のものを除く除去土壌等については、安全の確保を徹底しつつ、2021年度末までに概ね搬入完了するという目標を達成した。引き続き特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める。
- 中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2022年9月末までの契約済み面積は約1,278ha（全体の約80%。民有地については、全体約1,270haに対し、約93%に当たる約1,183ha）、1,845人（全体の約78%）の方と契約に至っている。政府は、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいく。
- 福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされており、除去土壌等の県外最終処分に向けては、**最終処分量の低減**を図ることが重要である。このため、県外最終処分に向けた技術開発等の取組に関する中長期的な方針として、2016年4月に「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」を取りまとめ、2019年3月に見直しを行った。また、2016年6月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「**再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について**」を取りまとめた。
- これらに沿って、福島県南相馬市及び飯舘村において、除去土壌を再生資材化し、試験盛土の造成等を行うといった**再生利用の安全性を確認する実証事業**を実施してきた。これまでに実証事業で得られた結果からは、空間線量率等の大きな変動が見られず、盛土の浸透水の放射能濃度は検出下限値未満となっている（なお、南相馬市の実証事業については、2021年9月に盛土を撤去済み）。
- 減容・再生利用技術の開発に関しては、大熊町の中間貯蔵施設内に整備している技術実証フィールドにおいて、中間貯蔵施設内の除去土壌等を活用した技術実証を実施。また、双葉町の中間貯蔵施設内において、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄技術・安定化技術に関する技術実証を実施するため、必要な準備・検討を行った。
- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動を推進する。

## 【重点戦略を支える環境政策 6】東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（2/5）

### 【②帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備】<循環型社会部会>

- ・ 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における環境再生の取組を推進する。
- ・ 帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、**2022年から2023年の避難指示の解除に向け、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染を進める。**
- ・ 2020年3月14日、不通となっていたJR常磐線浪江－富岡駅間が運転再開し、東日本大震災から9年ぶりに全線で運転再開した。これに先だって、同月4日に双葉町、5日に大熊町、10日に富岡町のそれぞれの特定復興再生拠点区域内にある駅周辺の一部エリアが先行して避難指示が解除された。令和4年6月には葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。
- ・ なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結した。また、2021年2月には福島県、大熊町、同組合及び環境省の間で安全協定を締結し、現在、埋立処分に向けて準備を進めている。

### 【③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策】<環境保健部会>

#### ● 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・ 風評対策と住民の健康不安軽減に向け、本施策で得られた放射線の健康影響に関する**科学的かつ最新データの情報発信**を広くしていく。
- ・ 情報発信の拠点を全国に展開し、持続的に情報発信できる基盤作りを行う。

#### ● 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

- ・ 長期的な健康影響を調査する必要がある。成果の社会還元に向けた連携拠点体制の拡充、情報発信のツールとして、**統一的な基礎資料やポータルサイトとの連携**を進めていく。
- ・ 情報のコンテンツ化など、得られた知見を将来活用できる調査研究事業のアップデートを行うなど、リスクコミュニケーションや健康不安対策につなげていく。

## 【重点戦略を支える環境政策6】東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（3/5）

### 【③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策（続き）】<環境保健部会>

#### ● 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- 甲状腺検査については、検査を希望する方が受診でき、希望しない方が受診しないことを自然と選択できるようにすることが重要である。
- UNSCEAR2020年/2021年報告書の内容を含め、甲状腺検査の対象者を中心に、**サイエンスコミュニケーションの向上**を図る。
- 検査実施機関の拡充**に加え、原因の如何を問わず、甲状腺がんが見つかった方々への**サポート体制の充実**を図る。
- 県民健康調査開始から10年経ち、「甲状腺検査」の対象者は成長しており、それに合わせ、県外へ就学・就労した方を含めた対象者の利便性の向上を図ることが重要である。また、甲状腺がんと診断された方々は、検査や治療などに対する医療的な内容の不安だけでなく、日常生活上の不安や、今後の進学や就職などのライフイベントにおける不安も持ち合わせており、診断された方同士などが交流し、相談し合う機会のピアサポート等の心のサポートの実施体制の充実が重要である。また、より対象者に寄り添ったものとするためにニーズ把握・実勢体制の持続可能性が重要である。

#### ● リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- 令和4年春から令和5年春にかけて予定されている特定復興再生拠点区域の解除に向けて、各自治体に対するサポートの強化やこれらの地域の住民が抱える放射線不安に対応していく必要がある。
- 未だ根強く残っている、差別偏見を助長するような放射線の健康影響に対する風評を払拭していくため、福島県外における情報発信及びリスクコミュニケーションを強化していくとともに、正確な情報が必要な人に届くように、多言語翻訳を含め基礎資料の充実を行っていく。
- 福島県内の住民が抱える放射線の健康影響に対する不安に対応する。また、福島県外においては、差別・偏見を助長する風評を生じさせないようにしていく。

## 【重点戦略を支える環境政策 6】東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（4/5）

### 【④資源循環を通した被災地の復興】<循環型社会部会>

#### ● 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

- ・ 環境省では、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境の視点から**地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進**している。
- ・ 本プロジェクトでは、官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合わせ、福島県や関係自治体と連携しつつ、最先端の取組を進めていく。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に寄り添いつつ、事業を進めることとしている。
- ・ 2021年2月には、震災10年の節目を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組の一つとして**「未来志向の新たな環境施策の展開」**を打ち出した。2020年8月に福島県と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」も踏まえ、**脱炭素・風評対策・風化対策**の三つの視点から施策を進めていく。
- ・ 2021年3月11日に、環境省は、書籍**「福島環境再生100人の記憶」を発行**した。この10年間、様々な立場で環境再生に関わった方や地域の復興に取り組まれてきた方などのお話を収録している。東日本大震災や福島第一原発事故、環境再生の経験、思い、教訓といった記憶を子ども達や次世代へと継承し、風化の防止につなげていくよう、福島の「今」を伝えていく。

## 【重点戦略を支える環境政策 6】東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（5/5）

### （2）自然災害への対応

#### 【①災害廃棄物の処理】<循環型社会部会>

- 2022年は福島県沖を震源とする地震、8月の豪雨災害、台風14号、15号など、全国各地で災害が発生した。この災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員や災害廃棄物処理支援制度（人材バンク制度）に登録されている支援員、**災害廃棄物処理支援ネットワーク**（「D.Waste-Net」）の専門家等の派遣、被災県内外の自治体や民間団体などからのごみ収集車の派遣、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等を実施し、着実に処理が進められた。今後も発災時に適切な支援が行えるよう体制の強化に努めていく。

#### 【②被災地の環境保全対策等】

##### <大気・騒音振動部会>

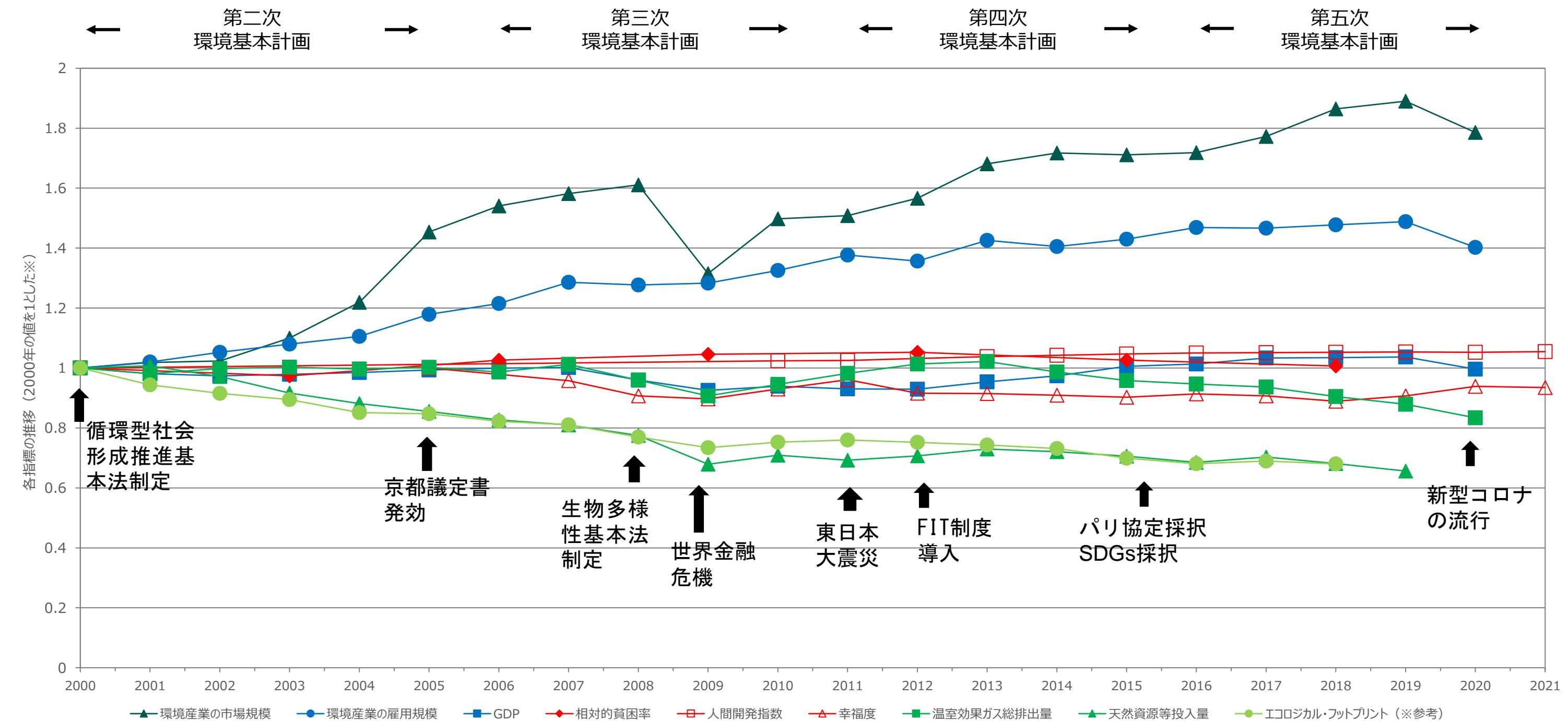
- 建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、及び提供を行う。
- 改正大防法の円滑な施行に向けてマニュアル類の改訂を行う。

##### <動物愛護部会>

- 依然として、ペット同行避難の受入れ体制が全国の基礎自治体で整っているとはいえない状況。ペット同行避難の受入れ体制の整備について、同行避難訓練支援事業により引き続き支援するとともに、飼い主等へ同行避難に係る準備の啓発等を行っていく。

## 環境・経済・社会の統合的向上

第5次環境基本計画の基本的方向性である「環境・経済・社会の統合的向上」の定量的状況。



出典 :

GDP : 内閣府「国民経済計算(GDP統計) 2015年基準・2008SNA」

環境産業の市場規模・雇用規模 : 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」

温室効果ガス排出量 : 国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2020年度）確報値」

天然資源等投入量 : 環境省「我が国の物質フロー」(各年度)

相対的貧困率 : 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況（2020.7）」

人間開発指数 : 国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP) 「Human Development Reports」

幸福度 : 国連 Sustainable Development Solutions Network (SDSN) 「World Happiness Report 2022」

エコロジカル・フットプリント (参考) : グローバルフットプリントネットワークHPより作成

(※) 2000年のデータがないものは、2000年以降データのある始めの年を基準とした。

(※) エコロジカル・フットプリントは生態系に対する需要量を表す指標であり、人間による生態系サービスに対する依存状況を評価することができるが、生態系サービスを直接的に評価することは難しいことから参考扱いとする。なお、エコロジカル・フットプリントは二酸化炭素吸収地の占める割合が高いことから、エコロジカル・フットプリント全体からカーボンに関するフットプリントを除いた値を利用する。

**先生方のご意見を踏まえた「環境・経済・社会の統合的向上」のグラフから読み取れること、問題点や傾向などについて****第105回総合政策部会での委員ご発言（馬奈木委員）**

経済・社会・統合的な指標の向上ということで、非常に多様な指標が同時に載っているんですけども、簡潔化のためにはもう少しシンプルに、例えばアメリカ、イギリス、中国でも使われているような自然資本が減少している、こういうのが少し大きな問題というのを明確に言われて、それ以外の人への投資や物への投資は増えているという言い方をされたほうがいい。

（対応案）

健康（平均寿命）、教育（識字率や就学率）、所得（GNI）を基に算出される日本の人間開発指数は、緩やかな上昇傾向にあり、その意味で人への投資が一定程度増加していると言えるのではないか。国際的にも、上昇傾向が見られるため、世界中で人への投資が増えていると言及することは可能と考えられる（2021年はコロナ禍の影響で減少：[ご参照](#)）。

自然資本については包括的に把握できる適切な指標が現在ないため、今回のグラフに盛り込むことは困難だが、第六次環境基本計画の策定にあたっては指標として取り上げることも検討する。

**第105回総合政策部会での委員ご発言（大塚委員）**

環境・経済・社会の統合的向上のところで、前もちょっと申し上げたことがあります、この20年、30年にわたって、ほかの欧州を中心としてカーボンプライシングが入った国が多いのに、日本は必ずしも本格的なものは入っていないけども、一人当たりの国民所得はほとんど変わっていないという問題がありますので、経済社会との関係では、特にその点は触れておく必要があるかなと思います。

（対応案）

フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークは1990年代初頭にカーボンプライシングに関する政策を導入しているが当時の一人当たりGDPは日本と同程度であった。また、93年にイギリスが燃料税を引き上げた際や99年にドイツが環境税制改革を実施した時の一人当たりGDPは日本と比較して、かなり低い水準であった。他方、スイスが2008年に炭素税を導入した際は、日本より一人当たりGDPは高かった。これらの国々の一人当たりGDPは、カーボンプライシングに関する政策導入後も堅調に伸びており、現在では日本よりも高い水準となっている（スイスの場合は更に差が広がっている）。

※各国のカーボンプライシング関係政策導入時期と一人当たりGDPの関係については、別紙の通り。

**第105回総合政策部会での委員ご発言（小和田委員、山戸委員）**

（小和田委員）

84ページに、環境・経済・社会の統合性向上ということで、これらの基本的な指標は取り上げていくべきだと思っております。ここに書かれてありますように、長期的に日本のGDPは停滞を続けております。カーボンニュートラルへの挑戦すなわち地域資源の活用による地方創生や、あるいは技術開発と社会実装、さらにはこれを実現することによって持続可能なライフスタイルの変革が新たな経済成長、あるいは幸福度向上につながるような施策をぜひ期待したいと思っております。温室効果ガス削減と経済成長のデカップリングが実現していくよう、環境省のみならず、ほかの省庁様とも政策を有機的に連携しながら、総合的に環境政策を推進していただきたい、そのようにコメントさせていただきます。

（山戸委員）

資料1の85ページにあるように、新型コロナウイルスの流行というイレギュラーな要因の影響はみられるものの、長期的には、市場規模・雇用規模が拡大する中で、温室効果ガス排出量や天然資源投入量が減少するという傾向（デカップリング）が続いている、いわゆる「経済と環境の好循環」として、一定の評価ができる。

（対応案）

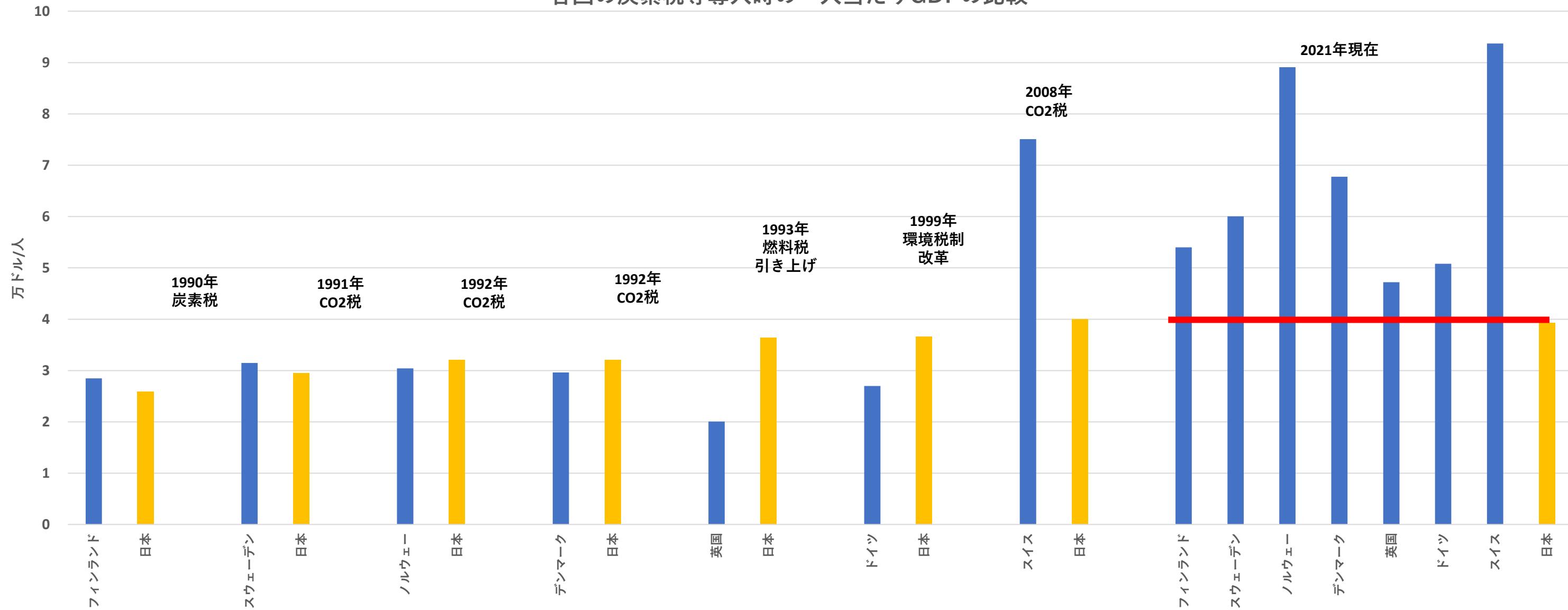
⇒ GDPの伸びは2000年と比較して大きくはないが、天然資源投入量とエコロジカルフットプリントは2000年から年度による差はあるが減少傾向にある。また、温室効果ガス排出量については、年度によっては増加している年もあるが、2000年からの長期的な傾向では減少傾向にあり、特に2013年以降は、ほぼ一貫して減少している。このため、天然資源投入量、エコロジカルフットプリント、温室効果ガス排出量については、2000年からの長期的な視野に立つと、GDPはゆるやかに増加している一方、天然資源投入量、エコロジカルフットプリント、温室効果ガス排出量は減少している。

先生方のご意見を踏まえた「環境・経済・社会の統合的向上」のグラフから読み取れること、問題点や傾向などについて（別紙）

### 炭素税等導入時の人一人当たりGDP

- 1990年代初頭フィンランド、スウェーデン、デンマーク等が炭素税を導入した頃は、それらの国の人一人当たりGDPは我が国とほぼ同じで、英国やドイツが1993年や2000年に税制改革を行った頃は、両国の人一人当たりGDPは我が国より相当程度少なかった。「もともと経済成長しているから炭素税等を導入できた」というわけではない。
- 他方、スイスが2008年に炭素税を導入した際は、我が国より一人当たりGDPは高かった。
- 各国とも炭素税等を導入した後も堅調に経済成長を続け、我が国の人一人当たりGDPを逆転し、又は更に差を広げている。

各国の炭素税等導入時の人一人当たりGDPの比較



(環境基本計画の進捗状況に係る指標)

## 地域循環共生圏の実現に関する指標

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
取組の広がり・パートナーシップ	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	187団体 (2022年)	↗	—	↗	①と②の総和から重複を除いたもの（①地域循環共生圏実践地域等登録制度登録団体数②令和2年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数） 最新年値は2022年9月30日時点のもの
取組の広がり	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数及び総人口	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	—	785団体 (2022年)	↗	—	↗	最新年値は、2022年9月30日時点の値 (2020年：156団体)
		2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体の総人口	—	1億1,896万人 (2022年)	↗	—	↗	最新年値は、2022年9月30日時点の値 (2020年：7,334万人)
地域資源の活用状況	都道府県別の食料自給率		—	6団体 (2020年度)	—	—	↘	最新年値は、前年度から食料自給率が伸びた団体数。2020年度は概算（2019年：10団体）
	都道府県別の出口側の循環利用率		—	25団体 (2020年度)	—	—	↗	最新年値は、前年度から出口側の循環利用率が伸びた団体数（2018年：11団体）
	都道府県別的新エネルギー発電割合		—	33団体 (2021年)	—	—	↗	最新年値は、前年から新エネルギー発電割合が増加した団体数 新エネルギー発電割合 = 新エネルギー発電量 / 全てのエネルギー発電量 (2020年：31団体)
	就業者当たりの県内総生産（都道府県別）	就業者当たりの県内総生産	—	10団体 (2019年)	—	—	↘	最新年値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数（2018年：32団体）
	(参考) 都道府県別再生可能エネルギー自給率		—	40団体 (2020年度)	—	—	↘	最新年値は、前年度から再生可能エネルギー自給率が伸びた団体数 推計値（その区域での再生可能エネルギー供給量 / その区域の民生・農林水産業用エネルギー需要量） (2019年：44団体)